

第 1 2 回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

2. 開催場所 境港市役所 第 1 会議室

3. 出席委員（ 1 1 人）

会長（議長）	9 番	足	立	晋	哉
農業委員	1 番	河	岡		誠
	2 番	足	立	恵	子
	3 番	阿	部	和	夫
	4 番	橋	本	正	之
	5 番	古	徳	哲	郎
	6 番	足	立	恵	一
	7 番	佐	々	木	隆

最適化推進委員	1 1 番	角			興
	1 2 番	築	谷	敏	樹
	1 3 番	永	井	和	人

4. 欠席委員	8 番	梶	谷	重	幸
	1 0 番	濱	田		孝

5. 農業委員会事務局職員

主 幹	渡	邊	龍	太
主 任	西		洋	平

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会務報告

第 3 議案審議及び報告

議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 号 非農地証明について

議案第 5 3 号 農用地利用集積計画（案）について

議案第 5 4 号 農用地利用配分計画（案）について

報告第 3 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書

報告第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 4 年第 12 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は 2 名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、2 番足立恵子委員、4 番橋本委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 4 年 11 月 17 日（木）農業委員会特別研修会

令和 4 年 11 月 22 日（火）常設審議会

令和 4 年 12 月 1 日（木）、2 日（金）全国農業委員会会長代表者集会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の 1～3 ページです。申請番号 1 番をご覧ください。（番号 1）譲渡人渡町の A さんで譲受人が渡町の B さんです。譲受人が譲渡人の息子さんとなっています。土地の所在は、渡町、3 筆で計 484㎡でございます。申請理由は、申請地を使用貸借権により、住宅敷地にしたいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周等にブロック等を設置することから流水等の被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、橋本委員、佐々木委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

足立恵一 先ほども説明ありましたが、3種農地の転用ですし、問題はないのではと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして(番号2)の説明を致します。譲渡人は森岡町のCさんで譲受人は香川県の(株)Dです。土地の所在は、森岡町、田、1024㎡でございます。申請理由としましては、申請地を地上権設定し、太陽光発電施設を設置したいと言う事です。申請地周辺の農地区分につきましては、2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、現時点で境界ブロックを設置しており、流水等の被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、橋本委員、佐々木委員、足立恵一委員にお願いしました。補足になりますが、以前よりこの場所は、市の公共事業の関係で一時転用をしていた農地でございます。事務局の方で現地を確認した際に、土を入れて畑として戻せるように指導したうえで確認をしていただいています。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

足立恵一 先ほども話がありましたように、資材置場で転用をある程度可能にするようにしてもらったので、いいじゃないかと言う事で確認をしました。皆さんのご審議をお願いします。以上です。

河岡委員 周辺の農地の様子はどうですか。

事 務 局 西側のほうは畑をされています。今、ネギが植わっています。ただ、囲ってあ

りますので、流水等の被害はないものと考えております。

議 長 ご意見、ご質問はありませんか。

阿部委員 何年も前から指摘しているのですが、農地を一時転用して、その時の許可はどういう条件で出すのですか。

事 務 局 一時転用、公共事業に関しては、転用届出を出していただいております。担当課が工事責任者を把握した上で、業者等がこちらに転用届を提出されます。言われるように、工事期間が終わった後は、畑に戻すと言うのが原則です。今回申請が上がった時点ではまだ、碎石等もありましたので、会長とも協議し、先日担当課、下水道課、管理課等に改めて現状復旧を強く申し入れをしたところ です。今回の転用場所につきましては、以前より何年間も一時転用場所として使われていたところで、過去の経緯でどこの業者がまずそういう事をされたか と言う事がわかっておりませんが、そうは言っても、農業委員会としては、地 権者もしくは工事関係者が現状復旧することを前提で、農地転用を一時転用で 認めているところです。改めて、地権者と下水道課、管理課等、工事部門の担 当者には強く申し入れをしたところです。

阿部委員 本来、畑を使うなら、シートを敷いて、鉄板を敷いて使ってもらいたいもので す。使用が終わったら現状復旧をする。そういう使い方をしてもらいたいです。

議 長 気がついたら農政課の方まで言ってください。
工事期間が終わったら現状復旧できているかどうかを確認するようにしたらいいですね。

議 長 他にご意見がないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして 議案第52号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第52号「非農地証明について」を説明させていただきます。
議案4～5ページです。
申請人は外江町のEさんです。土地の所在は、外江町、3筆で、2123㎡で 調整区域内にあります。地図は5ページです。

申請地は以前より事業敷地として利用されており、農地としての再生は困難と
のことです。

現地調査は、橋本委員、佐々木委員、足立恵一委員にお願いしました。

実は、3筆の内1筆が先月5条申請の方で提出をされました。しかし、事務局
の方で確認したところ、現状復旧してもらわないと5条の申請の許可は下りな
いとお話をさせていただきましたが、こちらの方は法的な事業ではないのです
が、30年位前から業者の方が事業用敷地として使っていたという事です。

30年以上たっていて現状復旧は困難と言う事を伺いましたので、3筆とも畑
としてではなく全体を非農地として申請を出すようにと地権者の方には経緯書
を書いていただいて厳重注意をしたところでございます。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**足立恵一
委 員** 現地を確認しましたが、もう非農地しか方法がないのではないかと、場所も周
りがもう林になっていまして、非農地証明をするしかないと思います。皆さん
のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので採決をとります。議案第52号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第52号は、原案のとおり承認されました。続きまし
て、議案第53号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第54号「農
用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願い
します。

事 務 局 ここで、次の議案の利害関係者として足立会長、阿部さん、河岡さん、梶谷さ
ん、が会議室から退出され、佐々木隆さんが代理に選ばれます。
佐々木さんは会長の席に移動して議事の進行をお願いします。

佐々木委員 それでは議長に代わりまして進行させていただきます。次の議案について説明
をお願いします。

事 務 局 議案第53号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます
す。議案の6ページから18ページです。非常に筆数が多くなっていますが、
内訳は農業公社が間に入っていた契約が12月末に終わったものが担い手育

成機構の方に付け替えて更新するためにこれだけの筆数になっています。続きまして、議案第54号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の19ページから39ページです。こちら、先ほど説明いたしました利用集積計画（案）の筆数についているものプラス、Fさんと言う農業者の方がおられまして、その方の息子さんがGと言う農業法人を作られまして、そちらにつけかえをする筆が20筆ほどありまして、それをプラスしたものが今回の配分にあがっております。説明は以上です。

佐々木委員 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第53号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

佐々木委員 全員賛成ですので、議案第53号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第54号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

佐々木委員 全員賛成ですので、議案第54号は、原案のとおり承認されました。

事務局 ここで、退出されたみなさんが戻ってこられますので、佐々木さんはご自身の席にお戻りください。

（足立会長、阿部委員、河岡委員、梶谷委員が入室）

（事務局から次の事項について報告）

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

○常設審議会（会長）

令和4年12月22日（木）

○令和5年第1回境港市農業委員会総会

令和5年1月13日（金）

◆午後1時30分～ 総会

○第1回境港市農業委員会農政専門部会

議題：年間活動計画について

◆総会終了後

- ・ 農業委員会情報 市報 12月号「農用地区域とは」
市報 1月号「農地の相続について」（予定）

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和4年第12回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和4年12月12日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
